

## 非正常特許出願行為の認定及び認定後の業務指南

### 一. 非正常特許出願行為に関する認定基準

#### (一) 非正常特許出願行為の定義

「特許出願行為の規範化に関する弁法」(国家知識産権局公告第 411 号)(以下、411 号公告)第 2 条第 1 項の規定に基づくと、「本弁法にいう非正常特許出願行為とは、いかなる単位或いは個人が、イノベーションを保護することを目的とせず、真実の発明創造活動を基礎とせず、不正な利益を貪り、或いはイノベーション業績、サービス業績を捏造するために、各種の特許出願、特許出願の代理、特許出願権或いは特許権の譲渡などを単独或いは連携して手続きしている行為をいう。」

#### (二) 非正常特許出願行為を認定する情況

411 号公告第 2 条第 2 項の規定に基づき、非正常な特許出願行為は以下の複数の角度から認定する：

##### 1. 出願書類作成の観点からの認定

(1)同時に或いは前後して、発明創造の内容が明らかに同一、或いは実質的に異なる発明創造の特徴或いは要素の単純な組合せの変化により形成された複数の特許出願が提出された場合；

(2)提出された特許出願には、発明の創造内容、実験データ或いは技術的效果の捏造、偽造或いは改変がある、或いは従来技術或いは従来設計の剽窃、簡単な置換え、寄せ集めなどに類似する情況が存在する場合；

(3)提出された複数の特許出願の発明創造の内容が、主にコンピュータプログラム或いはその他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合；

(4)提出された特許出願の発明創造が特許性審査の目的を回避するために意図的に形成された明らかに技術の改良或いは設計常識に適合しない或いは実際に保護する価値のない劣化、積み重ね、不必要に保護範囲を減縮した発明創造、或いはいかなる検索と審査に意義のない内容のものである場合；

##### 2. 出願人の出願行為の観点からの認定

(1)提出された特許出願の発明創造と出願人、発明者の実際の研究開発能力及びリソースが明らかに一致しない場合；

(2)非正常特許出願行為に対する監督管理措置を逃れるために、実質的に特定の単位、個人或いは住所に関する複数の特許出願を分散、前後、或いは異遠隔地で提出された場合；

(3)特許技術、設計或いはその他の正当な目的の実施を目的とせずに、特許出願権或いは特許権を転売、或いは発明者、設計者を虚偽に変更された場合；

##### 3. 代理人の代理行為の観点からの認定

特許代理機構、特許代理師、或いはその他の機構或いは個人が、他人を代理、誘導、教唆、幫助、或いはそ

れと共謀して各種の非正常特許出願行為を実施した場合；

#### 4. その他の角度からの認定

信義誠実の原則に違反し、正常な特許業務秩序を乱すその他の非正常特許出願行為及び関連行為である場合。

以上の各具体的な内容の理解の参照先：国家知識産権局ウェブサイトのトップページ＞政策＞解説＞特許出願行為の規範化に関する弁法の解説

[http://www.gov.cn/zhengce/2021-03/31/content\\_5597048.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-03/31/content_5597048.htm)

## 二、非正常特許出願行為に関する検出と処理手順

### (一)非正常特許出願行為の検出

国家知識産権局は、特許出願の受理、初級審査、実体審査、復審手続き、或いは国際出願の国際段階の手続きにおいて手がかりを発見或いは通報に基づき知りえるとともに、特許法及びその実施細則、411号公告などの法律法規に基づき、各分野の専門審査官により構成された専門作業グループが検出を行う。

### (二)非正常特許出願行為の処理手順

#### 1. 国家知識産権局は地方の知的財産権管理部門に通報

国家知識産権局は、検出結果に基づき、非正常特許出願行為を初歩的に認定する意見を出し、定期的に地方の知的財産権管理部門に非正常特許出願行為の出願番号通知書を報告する。

#### 2. 地方の知的財産権管理部門は審査後、出願人或いは代理人に通知

地方の知的財産権管理部門は、通知を受けて審査を行い、出願番号通知書に基づき出願人或いは代理人に連絡し、後続する処理を行うよう通知する。

#### 3. 出願人或いは代理人の通報受領後の処置

##### (1)出願の取下

出願人或いは代理人は、通報を受けた後、指定期限内に国家知識産権局に「特許出願取下声明（撤回专利申请声明）」を提出し、当該出願を自主的に取下げることができる。

##### (2)弁駁申立

出願人或いは代理人は、非正常特許出願行為に対する初歩的認定に不服の場合、指定期限内に「意見陳述書（非正常出願対応）（意见陈述书（关于非正常申请）」を提出し、意見を陳述するとともに、証明資料を提出することができる。

#### 4. 国家知識産権局での後続する処理

##### (1) 出願人或いは代理人の出願取下に対する処理

国家知識産権局は、出願人或いは代理人が提出した「特許出願撤回声明」を受領後、要件に適合すると判断した場合、「手続き合格通知書(手续合格通知書)」を発行し、当該出願は失効する。国家知識産権局が要件に適合しないと判断した場合、「見做未提出通知書(视为未提出通知書)」を発行するとともに、理由を説明する。出願人或いは代理人は、要件に適合しない理由に基づき、補正後の「特許出願取下声明」を提出することができる。

##### (2) 出願人或いは代理人の弁駁に対する処理

国家知識産権局は、申請者或いは代理人が提出した陳述意見を受領後、弁駁資料を審査するとともに、さらに認定を行う。国家知識産権局は、非正常特許出願行為に属しないと判断した場合、「審査業務専用書簡(正常復帰)(审查业务专用函(转正常))」を発行するとともに、出願案件の正常な審査手続きを再開する。国家知識産権局は、依然として非正常特許出願行為に属すると判断した場合、「審査業務専用書簡(非正常)(审查业务专用函(非正常))」、或いは「審査意見通知書(审查意见通知書)」を発行するとともに、特許出願の取下期限、或いは応答期限を指定することができる。

##### (3) 出願人或いは代理人が出願未取下、かつ指定期限内に弁駁書類未提出での処理

国家知識産権局は、「審査業務専用書簡(非正常)」を発行するとともに、特許出願の取下期限、或いは応答期限を指定する。

#### 5. 出願人或いは代理人の「審査業務専用書簡(非正常)」受領後の対応

##### (1) 出願の取下

出願人或いは代理人は、「審査業務専用書簡(非正常)」を受領後、指定期限内に国家知識産権局に「特許出願取下声明」を提出し、当該出願を自主的に取下げることができる。

##### (2) 「審査業務専用書簡(非正常)」への応答

出願人或いは代理人は、指定期限内に「意見陳述書(非正常出願対応)」を提出し、意見を陳述するとともに、証明資料を提出することができる。

#### 6. 国家知識産権局での後続する処理

##### (1) 出願人或いは代理人による出願取下の処理

国家知識産権局は、出願人或いは代理人が提出した「特許出願取下声明」を受領後、要件に適合すると判断した場合、「手続き合格通知書」を発行し、当該出願は失効する。国家知識産権局は、要件に適合しないと判断した場合、「見做未提出通知書」を発行するとともに、理由を説明する。出願人或いは代理人は、要件に適合しない理由に基づき、補正後の「特許出願取下声明」を提出することができる。

##### (2) 出願人或いは代理人の応答に対する処理

国家知識産権局は、出願人或いは代理人が提出した陳述意見と証明資料を審査し、さらに認定を行う。国家知識産権局は、非正常特許出願行為に属しないと判断した場合、「審査業務専用書簡(正常復帰)」を発行するとともに、出願案件の正常な審査手続きを再開する。国家知識産権局は、依然として非正常特許出願行為に属すると判断した場合、「審査意見通知書」を発行するとともに、特許出願の取下期限、或いは応答期限を指定することができる。

(3) 出願人或いは代理人が出願を取下げ、かつ指定期限内に「審査業務専用書簡(非正常)」に未回答の処理

国家知識産権局は、「見做し取下通知書」を発行する。

## 7. 出願人或いは代理人の「審査意見通知書」受領後の処置

### (1) 出願の取下

出願人或いは代理人は、「審査意見通知書」を受領後、指定期限内に国家知識産権局に「特許出願取下声明」を提出し、当該出願を自主的に取下げることができる。

### (2) 「審査意見通知書」への応答

出願人或いは代理人は、指定期限内に「意見陳述書(非正常出願対応)」を提出し、意見を陳述するとともに、証明資料を提出することができる。

## 8. 国家知識産権局での後続する処理

### (1) 出願人或いは代理人による出願取下の処理

国家知識産権局は、出願人或いは代理人が提出した「特許出願取下声明」を受領後、要件に適合すると判断した場合、「手続き合格通知書」を発行し、当該出願は失効する。国家知識産権局は、要件に適合しないと判断した場合、「見做未提出通知書」を発行するとともに、理由を説明する。出願人或いは代理人は、要件に適合しない理由に基づき、補正後の「特許出願取下声明」を提出することができる。

### (2) 出願人或いは代理人の応答に対する処理

国家知識産権局は、出願人の意見陳述と証明資料に説得力がないと判断した場合、「取下決定(驳回決定)」を発行する。出願人が取下決定に不服の場合、取下決定の到着日から3か月以内に、専利局復審及び無効審理部に復審(再審)を請求することができる。

### (3) 出願人或いは代理人が出願を未取下、かつ指定期限内に審査意見に未応答の処理

国家知識産権局は、「見做取下通知書(视为撤回通知書)」を発行する。

## 三、出願人或いは代理人の「特許出願取下声明」提出での注意事項

### (一) 専用テンプレートの使用

出願人或いは代理人が「特許出願取下声明」を提出する場合、標準テンプレートを使用しなければならない。

テンプレート名称:「撤回专利申请声明」

ダウンロードサイト: 国家知識産権局公式サイトトップページ、「政务服务」のテンプレートダウンロード:

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col192/index.html>

## (二) 提出ルート

### 1. 電子出願

出願人または代理人が特許業務手続きシステムで提出する。<http://cponline.cnipa.gov.cn>

### 2. 紙出願

出願人または代理人は、省クラスの知的財産権管理部門を通じて提出できる、或いは国家知識産権局特許局受理処に郵送或いは面前手渡しができる、

郵送先: 北京市海淀区薊門橋西土城路 6 号、国家知識産権局特許局受理処、郵便番号: 100088。

出願人または代理人が発送或いは面接のルートを通じて陳述意見を提出する場合、「特許出願取下声明」の標準テンプレートを使用しなければならない。

## 四、出願人または代理人が意見陳述を提出するときの注意事項

### (一) 専用テンプレートの使用

出願人または代理人は、非正常特許出願行為の初歩的認定の通知に対し、弁駁或いは「審査業務専用書簡(非正常)」、「審査意見通知書」に対して応答するとき、標準テンプレートを使用しなければならない。

テンプレートの名称: 意见陈述书(关于非正常申请)

国家知識産権局公式サイトトップページ、「政务服务」のテンプレートダウンロード:

<https://www.cnipa.gov.cn/col/col192/index.html>

### (二) 提出ルート

#### 1. 電子出願

出願人または代理人が特許業務手続きシステムで提出する。<http://cponline.cnipa.gov.cn>

#### 2. 紙出願

出願人または代理人は、省クラスの知的財産権管理部門を通じて提出できる、或いは国家知識産権局特許局受理処に郵送或いは面前手渡しができる、

郵送先: 北京市海淀区薊門橋西土城路 6 号、国家知識産権局特許局受理処、郵便番号: 100088。

出願人または代理人が発送或いは面接のルートを通じて陳述意見を提出する場合、「意見陳述書(非正常申請(非正常出願について))」標準表を使用しなければならない。

### (三) 陳述意見の内容

出願人或いは代理人の提出する陳述意見は、その出願行為、或いは代理行為が411号公告第2条にいう非正常特許出願行為に属さないことを証明することを目的としなければならない、非正常特許出願行為に対する初歩的認定の通知、「審査業務専用書簡(非正常)」、或いは「審査意見通知書」で指摘された非正常特許出願行為の認定状況、関連する認定の観点(出願書類の作成、出願行為或いは代理行為など)に基づき意見を陳述するとともに、証明資料を提出する。

証明資料には、以下に掲げるものが含まれる:

1. 出願の基礎の真実性を証明する資料、例: 実際の発明創造活動を証明する資料、出願人や発明者の実際の研究開発能力及びリソースに関する証明資料;
2. 出願目的の真実性の証明資料、例: 出願の目的がイノベーションを保護することであり、不正な利益を貪る、或いはイノベーションの業績、サービスの業績などを捏造するためでないことを証明する資料;
3. 出願行為、代理行為及び譲渡行為の真実性を証明する資料、例: 関連行為の存在を証明する材料、関連行為参加者の身分及び連絡先の真実性を証明する資料など。

#### (四) 処理手続き

1. 特許出願人或いは代理人は、特許業務処理システム(<http://cponline.cnipa.gov.cn>)に登録及びログインし、「专利申请及手续办理」機能を通じて「意见陈述书(关于非正常申请)」を提出し、証明資料をアップロードする。

#### (五) 進捗処理照会

1. 電話問合せ:(010)62356655
2. 対面相談: 国家知識産権局業務受付ホール
3. 意見陳述書を提出し相談する。

### 五、非正常特許出願行為認定の結果

#### (一) 認定された非正常特許出願

1. 国家知識産権局は、情状に応じ特許費用を減額しないことができる。すでに減納されている場合、減納された費用の追納を要求する。重犯など情状が重大な出願人に対して、非正常特許出願行為を認定した日から5年以内、その特許出願に対し特許費用を減額しない。
2. 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」で通知し、全国信用情報共有プラットフォームに登録する。
3. 国家知識産権局の特許出願件数統計から非正常特許出願件数を除外する。
4. 各クラスの知識産権局は、これに資金援助や奨励をしない。すでに資金援助、或いは奨励している場合、全て或いは一部を返還する。情状が重大な場合、今後5年間、これに資金援助或いは奨励しない。

(二)非正常特許出願行為を行った特許代理機構或いは特許代理師

中華全国特許代理師協会は、自律的な措置を講じ、違反行為が繰り返されるなど情状が重大な場合、国家知識産権局或いは特許業務管理部門が法規に基づき処罰する。

(三)非正常特許出願行為のあるその他の機関或いは個人

特許業務管理部門は、無資格特許代理行為の調査・処分に関する規定に基づき処罰を行う、その他の法律法規に違反した場合、法に基づき関係部門に移送して処理する。

(四)嫌疑犯罪

非正常特許出願行為のある単位或いは個人に、「中華人民共和国刑法」の犯罪を構成している疑いがある場合、法に基づき関係機関に移送し刑事責任を追及する。

## 六、手がかりの通報

特許出願環境をより良く浄化するため、非正常特許出願行為に関する手がかりが発見された場合、国家知識産権局特許審査ソーシャルコメントプラットフォームを通じ、私たちに報告してください。具体的な方法は以下の通り:

特許審査コメント(特許業務処理システム <https://cponline.cnipa.gov.cn>—特許審査ソーシャルコメントモジュール <https://comment.cponline.cnipa.gov.cn>)

出典: 2023-05-26

<https://cponline.cnipa.gov.cn/GzfwYwblGlwhTMVC/GzfwYwblGlwhT/selectByNoticeId?weiHuRid=25>

4